

綾羽高等学校 いじめ防止基本方針

学校法人綾羽育英会 綾羽高等学校

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

こうしたいじめから一人でも多くの生徒を救うためには、生徒を取り囲む大人一人ひとりが

「いじめは絶対に許されない」、
「いじめは卑怯な行為である」、
「いじめはどの子どもにでも、どの学校でも起こりうる」

という「いじめ」に対する基本認識を持ち、本校教職員はそれぞれの立場において、自らの役務と責務を自覚しなければならない。

高度情報化された現代社会において、社会の変化は日々目まぐるしい速さで進んでいる。このような状況の中で、いじめ問題は社会構造と深く関わり、複雑な構造の中にある。

平成25年6月、第183回通常国会において「いじめ防止対策推進法」が成立し、基本的ないじめ防止対策に関する理念や体制が法整備された。

また、昨今の有識者会議では、いじめは事件や出来事ではなく、お互いの人間関係から生じる関係性の病理であり、今日の他者指向的社会であって、子どもを取り巻く人間関係に同輩集団への過剰同調と異質排除の傾向が見られることが問題の背景にあるといった指摘があった（滋賀県いじめ対策研究チーム）。そのような知見からいじめ問題を真に解決するためには、従来の観念的な指導や防止策ではなく、いじめ問題に対する社会病理としての認識を持ち、またいじめ問題解決にも理論的に取り組まなければならない。

本校では「いじめ防止対策推進法」第13条（学校いじめ防止基本方針）に則り、命に関わる重大問題であるいじめ問題に対峙すべく、以下に「綾羽高校いじめ防止基本方針」を掲げ、全教職員一丸となって、いじめ撲滅を目指して、その予防、早期発見、問題解決、そしていじめを許さない生命尊重・人権文化の確立された学校を目指していくことを決意する。そしてすべての生徒生徒・教職員が自らの居場所を持ち、誰もが心落ち着く安全・安心な環境の中で教育活動を展開することを期するものである。

1. いじめの定義

いじめ防止対策推進法において「いじめ」は次のように定義づけられている。

いじめ防止対策推進法

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。

この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。いじめ問題においては、例えばいじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々ある。そのような中で、当該生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

ただし、このことは、いじめられた生徒の主観を確認する際に、行為の起こったときのいじめられた生徒本人や周辺の状況等を客観的に確認することを排除するものではない。

なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の生徒や、塾やスポーツクラブ等当該生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該生徒と何らかの人的関係を指す。

また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかは除くが、外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた生徒の感じる被害性に着目した見極めが必要である。

なお、例えばインターネット上で悪口を書かれた生徒がいたが、当該生徒がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。

加えて、いじめられた生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。具体的には、好意から行った行為が意図せずに相手側の生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合については、学校は、行為を行った生徒に悪意はなかったことを十分加味したうえで対応する必要がある。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

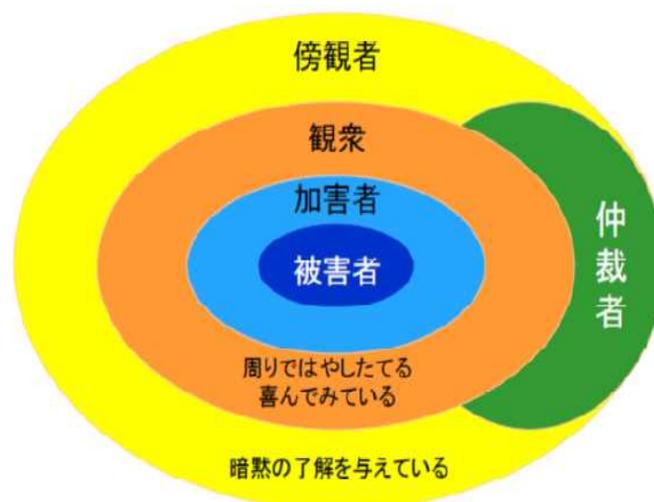
- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

2. いじめの理解 (いじめの構造的理解)

いじめは、どの子供にも、どの学校でも、起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせうる。

社会病理としてのいじめは、背景に複雑な構造を持っており、いじめ問題を単なる出来事と事件としてとらえるだけでは、正しい理解をすることはできない。被害者を中心とした生徒の関係性の中にその背景を正しく理解しなければならない。



いじめはいじめる側（加害者）と、いじめられる側（被害者）という二者対立関係だけではない成立しない。周りにはやし立てたり、面白がったりするもの（観衆）、周辺

で黙って見守っているもの（傍観者）を含めた四層構造の中で発生するものである。

この構造の中で、いじめの実態を把握するためには、四つの点に留意する必要がある。

いじめの実態把握のための4つのポイント

- ①いじめられた側（被害者）の立場から見れば、観衆や傍観者も含め、周りの者が皆、加害者だと認識することもありえる。
- ②傍観者や観衆もいじめが存在することを苦にしながらも、なかなか仲裁したり、訴えたりすることが難しい状況におかれていることも考えられ、加害者以外はすべて被害者とみる考え方もある。
- ③昨今では「自分とは関係がないこと」と考える子どもが増えていることも大きな問題である。
- ④傍観者は、この構造の中で最も多い人数と考えられる。従って傍観者を仲裁者へと育成していくことが学校全体としたいじめ防止指導には重要である。

加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにすることが必要である。

3. いじめの構造上の特徴

①いじめはもともと見つけづらい特性があり、事実認定が難しい。

- ・加害者が認めない場合や、直接行動せず、指図のみする場合がある。
- ・被害者が気づいていない、気づいても認めたくない、認めても声に出せないことがある。
- ・多くの人が見ていても、様々な関係性の中で、なかなか認識が一致しない。
- ・「ふざけていただけ」などの「言い訳」としてのトリックが存在し、見えづらくするための仕掛けが存在する。
- ・出来事の確認は不可欠であるが、その積み上げだけではいじめがあったと判断するのは難しくなる。

②いじめはお互いの人間関係から生じる「関係性の病理」である。

- ・いじめは「行為」だけでなく、どのような人間関係にあるかによって、意味や程度が違ってくる。
- ・お互いの力関係のアンバランスによって生じるものである。
- ・誰もが被害にも加害にもなり得る流動的なものである。
- ・教師の発言が、力関係のアンバランスを誘発することがある。
- ・関係性が生じる場面は「日常」であります。近年子どもにとっての「日常」が学校

である割合が高くなっている。

③いじめは第三者に打ち明けたり、訴えたりしづらく、心身に多大な影響を与える。

・周りの人から責められることで、いじめられた本人が「自分が悪い」と思う気持ちになったり、いじめを認めること自体が心の傷となることもある。

・これはいじめではない(いじめられていない)と自分自身で思うことで、心のバランスを保っていることがある。

・自尊感情がひどく傷つく。

・身近な人だからこそ、かえって相談できない場合がある。

4. いじめに対する基本的な姿勢

①いじめは重大な人権侵害行為であり、命に関わる問題であるという認識の共有。

②よって絶対に許すことのできない問題であるという強い姿勢。

③いじめはどこの学校でも、どの子どもにでも起こりうるものであるという危機意識の共有

いじめは、いじめられた子どもの心を深く傷つけるものである。家庭でも、学校でも、地域でも「いじめは決して許されるものではない」という強い思いのもと、子どもたちが安心して相談し、安心して暮らせる環境を学校全体でつくることが重要である。そのためには平素の教育活動において、自他の生命に対する尊厳を伝えていくことが重要である。

「自分の子どもは大丈夫」や「自分のクラスは大丈夫」という大人の思いこみは、子どもの些細なサインを見逃すことにつながる。いじめられている子どもは、周りに余計な心配をかけないために、身近な人ほど自分が苦しんでいることを見せまいと一生懸命ふるまうものである。その為、平素よりから「ひょっとしていじめられているかも」という危機意識を持つことが重要である。

5. いじめの防止等のために本校が実施する施策

①いじめの防止

・学校の教育活動全体を通じた豊かな心の育成

社会性や規範意識、思いやりなどの豊かな心を育むため、学校の教育活動全体を通じた人権・道徳教育を推進する。このため、人権・道徳教育用教材の活用や人権・道徳教育に関する教職員の指導力向上のための施策を推進するとともに、各地域の実態に応じた人権・道徳教育を推進するため、地域教材の作成や外部講師の活用する。

また、学校において、生徒の発達段階に応じ、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができるようになり、それが様々な場面で具体的な態度や行動に現れるようにするために行われる取組を推進する。

加えて、生徒の豊かな情操や他人とのコミュニケーション能力、読解力、思考力、判断力、表現力等を育むため、読書活動や対話・創作・表現活動等を取り入れた教育活動を推進する。また、生命や自然を大切にすることや他人を思いやる優しさ、社会性、規範意識などを育てるため、学校における自然体験活動や集団宿泊体験等の様々な体験活動を推進する。

さらに、これらの取組が、学校の教育活動全体を通じて実践され、子供一人一人の健全な成長が促されるようにすることが重要である。

・生徒の主体的な活動の推進

本校生徒会において、校内でいじめ撲滅や命の大切さを呼びかける活動や、相談箱を置くなどして生徒同士で悩みを聞き合う活動等、生徒自身の主体的な活動を推進する。

・いじめに関する調査・校内研究・教職員研修

いじめの認知件数や学校におけるいじめの問題に対する日常の取組等、いじめの問題を調査する。また、いじめの防止及び早期発見のための方策や、いじめ加害の背景などいじめの起こる要因、いじめがもたらす被害、いじめのない学級づくり等について、調査研究を実施し、その成果を教職員が研修等を通して共有する。

・いじめの問題に関する正しい理解の普及啓発

本校のいじめ防止対策基本方針やいじめの問題に関係する通知等を周知徹底し、保護者などにも広報等を用いて、いじめの問題やこの問題への取組についての理解を促すよう、啓発する。

②いじめへの対処

・いじめの防止

いじめはどの子供にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む。また、未然防止の基本は、生徒が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。

より根本的な問題解決のためにはすべての生徒をいじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組が必要である。

加えて、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人権文化に満ちた人間関係・学校風土をつくる。

いじめは、どの子供にも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が重要である。

このため、学校の教育活動全体を通じ、全ての生徒に「いじめは決して許されない」ことへの理解を促し、生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要である。また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む観点が重要である。加えて、全ての児童生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりも未然防止の観点から重要である。

また、これらに加え、あわせて、いじめの問題への取組の重要性について学校全体に認識を広め、地域、家庭と一体となって取組を推進するための普及啓発が必要である。

・早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくい判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。

このため、日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。あわせて、学校は定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

・いじめに対する措置

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、被害生徒を守り通すとともに、加害生徒に対しては、当該生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに、いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し、いじめたとされる生徒に対して事情を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行うことが必要である。また、家庭への連絡・相談や、事

案に応じ、関係機関との連携が必要である。

このため、教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深めておくことが必要であり、また、学校における組織的な対応を可能とするような体制整備が必要である。

③いじめ対策委員会の設置

本校はいじめ防止対策推進法第22条に規定される「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」としていじめ対策委員会を常設する。

いじめ防止対策推進法

第22条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

その役割について以下の通りとする。

- ア) 学校基本方針に基づくいじめ防止の取組の実施、具体的な年間計画の作成・実行
検証・修正の中核となること。
- イ) いじめの防止等の取組について、全ての教職員間で共通理解を図ること。
- ウ) いじめの防止等の取組の実施、進捗状況の確認を行うこと。
- エ) 児童生徒や保護者、地域に対し、いじめの防止等の取組についての情報発信やいじめに関する意識啓発のための取組等を行うこと。
- オ) いじめの疑いや児童生徒の問題行動などに関する情報の収集と記録、共有を行うこと。
- カ) いじめの疑いに関する情報があった時には緊急会議を開催し、いじめの情報の迅速な共有を図り、教職員や関係のある児童生徒等への事実関係の聴取、児童生徒に対する支援・指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携等の対応を行うこと。
- キ) いじめとして対応すべき事案か否かの判断を行うこと。
- ク) 重大事態に係る「調査」の母体となること。
- ケ) P D C A サイクルに基づき、毎年度、いじめの防止等の取組の検証を行うとともに、その結果等を勘案して、必要に応じて学校いじめ防止基本方針の見直しを行うこと。

○ いじめ対策委員会の構成員

いじめ対策委員会の構成員は、管理職、教務主任、生徒指導主事、人権教育主任、児特別活動係長、学年主任、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、スクールカウンセラーを基本とする。(常任委員)

なお、個々の事案に応じて、関係の深い教職員を追加する。

また、事案の性質等、必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、警察官・教員経験者など外部専門家の参加を得る。

6. 重大事態への対処

①重大事態とは

いじめ防止対策推進法において重大事態とは次のように定義づけられている。

いじめ防止対策推進法

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

3 第一項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

②重大事態の意味

「いじめにより」とは、児童生徒の状況に至る要因が当該生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。

また、いじめ防止対策推進法第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける生徒の状況に着目して判断する。

例えば、

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定される。

第2号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校の判断により、迅速に調査に着手する。

また、生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

③ 重大事態の報告

本校は、重大事態が発生した場合、当該私立学校を所轄する都道府県知事へ、事態発生について報告する。

④ 「調査」主体について

以下の「調査」はいじめ防止対策推進法第28条に規定する調査である。

本校は、重大事態が発生した場合には、直ちに学校設置者である学校法人綾羽育英会に報告する。学校法人綾羽育英会は、その事案の「調査」を行う主体や、どのような「調査」組織とするかについて判断する。

「調査」の主体は、本校が主体となっていく場合と、学校法人綾羽育英会が主体となっていく場合が考えられる。その際は従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の「調査」では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと学校法人綾羽育英会が判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、学校法人綾羽育英会において調査を実施する。

本校が「調査」主体となる場合であっても、学校法人綾羽育英会は「調査」を実施する学校に対して必要な指導、また、人的措置も含めた適切な支援を行わなければならない。

なお、従前の経緯や事案の特性から必要な場合や、いじめられた児童生徒又は保護者が望む場合には、「調査」に並行して、滋賀県知事による調査を実施することも想定される。この場合、調査対象となる児童生徒等への心理的な負担を考慮し、重複した調査とならないよう、いじめ防止対策推進法第28条第1項の「調査」主体と、並行して行われる調査主体とが密接に連携し、適切に役割分担を図る。

⑤ 調査を行うための組織について

本校ではその事案が重大事態であると判断したときは、当該重大事態に係る調査を行うため、速やかに、その下に組織を設ける。

この組織の構成については、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）について、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。

なお、この場合、附属機関の構成員に、調査対象となるいじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者がいる場合には、その者を除いた構成員で調査に当たる等、当該調査の公平性・中立性確保の観点からの配慮に努めることが求められる。

また、学校が調査の主体となる場合、調査を行うための組織を重大事態の発生の都度設けることも考えられるが、それでは迅速性に欠けるおそれがあるため、第22条に基づき学校に必ず置かれることとされている「いじめの防止等の対策のための組織」を母体とし

て、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法によることも考えられる。

⑥事実関係を明確にするための調査の実施

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなど事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査すべきである。

この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく、学校とその設置者が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものである。

調査を実りあるものにするためには、学校の設置者・学校自身が、たとえ不都合なことがあったとしても、事実にしかりと向き合おうとする姿勢が重要である。学校の設置者又は学校は、附属機関等に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。

⑦いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任

学校法人綾羽育英会又は本校は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明する。この情報の提供に当たっては、適時・適切な方法で、経過の報告に努める。

これらの情報の提供に当たっては、学校法人綾羽育英会又は本校は、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に行います。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠ることのないようにする。

質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめられた児童生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置を講じる。

⑧調査結果の報告

本校に係る調査結果は、当該学校を所轄する滋賀県知事に、報告する。

上記⑦の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて滋賀県知事等に送付する。

7. その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

1. 施策の点検評価

本基本方針に基づく施策の実施に当たってはP D C Aサイクルに基づき、毎年度、施策の実施状況を点検し、その効果や課題について評価を行う。

2. 基本方針の見直し

本基本方針は国の基本方針ならびに滋賀県の基本方針の見直しがあった場合には、その状況を踏まえ、必要に応じて見直しを行う。また上記1に掲げる施策の点検や評価の結果を勘案して必要に応じて見直しを行う。